

---

プロジェクト **譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化**  
項目 **第 249 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 249 回金融商品専門委員会（2026 年 2 月 2 日開催）において、「譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化」に関して、適用時期及び経過措置、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の改正案（以下「金融商品会計基準案」という。）及び移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」の改正案（以下「金融商品実務指針案」という。）について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （適用時期及び経過措置についての意見）

2. 適用時期について、資料(2)第 22 項(1)に記載された事務局提案に同意する。また、資料(2)第 22 項(2)の早期適用に関する事務局提案について、同一年度で会計処理を統一する案に違和感はなく、賛同する。
3. 経過措置について、資料(2)第 18 項に記載のとおり、基本的にはスキーム実行時に会計処理を検討することが多いため、遡及的な処理は行わないとする資料(2)第 22 項(3)の事務局提案に同意する。

### （金融商品会計基準案及び金融商品実務指針案についての意見）

4. 金融商品会計基準案だけでなく、金融商品実務指針案にも一時的な借り入れについての説明を記載することにより、実務上の利便性が増すと考えられるため、事務局提案の文案に賛同する。

以 上